

各都道府県
消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室長
（公印省略）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う消費生活協同組合法の改正について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、国から地方公共団体への事務・権限等を移譲することを目的とした、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第51号）が、平成26年6月4日に公布されたことにより、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「法」という。）及び消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務庁、厚生省、農林省令第1号。以下「規則」という。）の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されたところである。

今般の改正の主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、貴管内消費生活協同組合および消費生活協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）の適正な指導について特段の御配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

主な法令改正の内容

- (1) 組合の所管行政庁を「地域又は職域が地方厚生局の管轄区域を超える組合」については厚生労働大臣、「その他の組合」については「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事」としたこと。（法第97条関係）
- (2) 厚生労働大臣の承認事項であった共済事業を行う組合の資金運用等の承認を各所管行政庁の権限とし、第1号法定受託事務である都道府県知事を経由して厚生労働大臣に行う承認申請事務を廃止したこと。（法第50条の4、法第50条の14、法第97条の3関係）
- (3) 法第40条第4項の規定により行政庁の認可が不要とされている「主たる事務所又は従たる事務所の所在地の変更」に係る定款変更を行政庁の変更を伴わないものに限ることとしたこと。（規則第159条関係）